

固定資産価格の縦覧などを行います

土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

- 期 間 4月1日(火)～30日(水)(土曜日・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分
- 場 所 税務課②窓口
- 手数料 無料
- 対 象
 - ▽土地の所有者は、「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
 - ▽家屋の所有者は、「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
- 必要なもの
 - ▽納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
 - ▽納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)

固定資産課税台帳の閲覧

- 期 間 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分
- 場 所 税務課②窓口
- 手数料 200円 ※ 縦覧期間内(4月1日(火)～30日(水))は無料
- 必要なもの
 - ▽納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
 - ▽納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
 - ※ 借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要。

審査の申し出

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日(火)から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間です。(令和7年度に新しく登録された価格に限る)

- 問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内1109・1110)

【児童扶養手当額のお知らせ】

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などへ、生活の安定と児童の健全育成のために支給する手当です。令和7年度の児童扶養手当額は次のとおりです。

- 問い合わせ先
児童保育課児童支援係 ☎(48)1111(内1130)

区 分		令和7年4月からの月額
児童 1人のとき	全部支給	4万6,690円
	一部支給	4万6,680円～1万1,010円
2人目以降の 加算額	全部支給	1万1,030円
	一部支給	1万1,020円～5,520円

【障害者手当額のお知らせ】

障害者手当は、重度の障がいのある在宅の障がい者や障がい児、障がい児を監護・養育している方に支払われる手当です。令和7年度の障害者手当額は次のとおりです。

- 問い合わせ先
 - ▽特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当について
ふくし課障害福祉係 ☎(48)1111(内1121)
 - ▽特別児童扶養手当について
児童保育課児童支援係 ☎(48)1111(内1130)

区 分		令和7年4月からの月額
特別障害者手当	A級	3万6,440円
	B級	3万640円
	C級	2万9,590円
障害児福祉手当	A級	2万3,000円
	B級	1万7,250円
	C級	1万6,100円
経過的福祉手当	A級	2万3,000円
	B級	1万7,250円
	C級	1万6,100円
特別児童扶養手当	1級	5万6,800円
	2級	3万7,830円

